

# 行政不服審査法の全部改正に伴う庁内体制の整備について

## 1 法改正の経緯

行政不服審査法は、昭和37年の制定以来、実質的な法改正がなされていなかったが、「公正性の向上」、「使いやすさの向上」等の観点から、全面的に改正され、平成28年4月1日に施行された。

## 2 主な改正内容

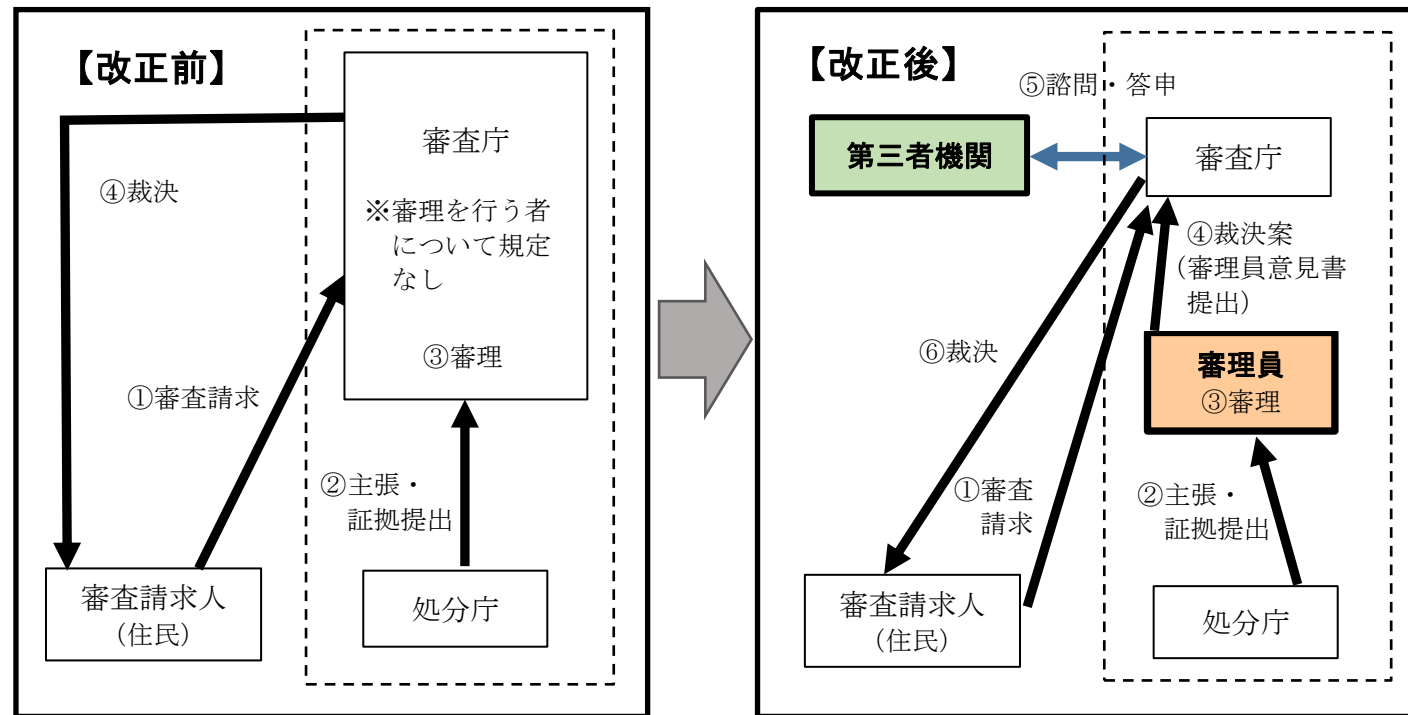
公正性の向上の観点からは、主に次のような見直しがなされた。

### (1) 審理員による審理手続の導入

改正前の行政不服審査法では、不服申立ての審理を行う者についての規定がなかったため、原処分に関与した者が審理を行うこともあり得たが、改正後の行政不服審査法では、職員のうち原処分に関与しない者（審理員）が、審査庁から指名され、当該審理員が両者（審査請求人・処分庁）の主張を公正に審理する、「審理員による審理手続」が導入された。

### (2) 第三者機関への諮問手続の導入

審査庁では、審理員から提出された「審理員意見書」（裁決案）を踏まえ、裁決を行うことになるが、この裁決案の公正性、妥当性をチェックする機関として第三者機関が設置され、「第三者機関への諮問手続」が導入された。



## 3 国の基本的な考え方

改正後の行政不服審査法では、処分庁、審査庁、審理員及び第三者機関による4者による審理手続になることから、4つの機関を補助する部署の体制については、「裁決の客観性・公正性を高めるとの制度趣旨をそこなわないように対応することが望まれる。」としている。

⇒処分庁、審査庁、審理員及び第三者機関の4つの機関を補助する部署は、全て分離することが望まれる。

## 4 庁内体制の整備

### (1) 審理員候補者

全課長職及び全係長職（両職の相当職を含む。）

※ 「法務専門員（非常勤の特別職の職員・弁護士）」は、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）の施行に伴い、総務省から審理員の職は非常勤特別職の職務に当たらずとの見解が示され、「武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和34年条例第6号）別表から「法務専門員」を削り、任期が令和2年3月31日までとなった。

### (2) 審理員の指名方法・体制等

ア 審理員候補者名簿の作成

審査請求があった場合、審査請求ごとに全課長職及び全係長職のうち、当該審査請求が提出された日を基準日として、過去20年以内に同様の審査請求に係る処分をした課等に在籍していた職員を対象に「審理員候補者名簿」を作成する。

処分等の分類	氏名	職名	現所属	処分課の所属期間
〇〇〇〇課が行う処分	〇〇 〇〇	課長	〇〇〇〇課	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	■ ■ ■ ■	課長	■ ■ ■ ■課	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	△ △ △ △	係長	△ △ △ △課	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	◎ ◎ ◎ ◎	係長	◎ ◎ ◎ ◎課	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日

イ 審理員の指名

市長が「審理員候補者名簿」の中から、審査請求ごとに審査請求の内容に応じて課長職1人及び係長職2人を審理員に指名し、当該課長職を総括者として指定する。

ウ 審理員の体制

審理員は、原則3者（課長職1人、係長職2人）の合議体とし、「審理員意見書」は連署で作成する。

エ 各機関を補助する担当部署の体制

機関名	補助担当部署	主な役割
処分庁	当該処分を行った課	主張や証拠の作成・提出、口頭意見陳述への出席等
審査庁	文書法制課	審理員研修の企画・運営、審査請求の受付・審査、行政不服審査会への諮問、裁決案の作成、裁決等
	職員課	審理員研修の企画・運営、審理員候補者名簿の作成、審理員の指名等
審理員		審査請求書の送付、弁明書の提出要求、反論書等の提出通知、争点整理、口頭意見陳述、審理員意見書の作成等
第三者機関 (行政不服審査会)	総務契約課	委員報酬の措置、行政不服審査会の運営等

## 5 庁内研修体制等の整備

行政不服審査法に基づく審理員審理を円滑に行うため、課長職及び係長職等を対象に、審理員として行う事務手続等について、専門講師による研修等を行う。

### 【主な研修内容】

審理員が行う業務、口頭意見陳述の実施方法、審理員意見書作成の注意点、第三者機関が行う業務等（予定）